

生前贈与・遺産相続と既婚成人子の親子関係について

村上あかね（桃山学院大学）

1. 本報告の目的

本報告の目的は、有配偶者の生前贈与・遺産相続経験の規定要因について明らかにすることである。もともと家族主義的な特徴を持つ日本社会であるが、2000年代に入り、住宅取得等資金贈与非課税枠拡大など家族間の援助を促す傾向が顕著になっている。Finch& Mason（2000）によれば相続は家族を構成するプロセスであり、財産は親族集団の境界およびその境界における権力構造を象徴するものである。日常的な援助に比べて生前贈与・遺産相続の発生頻度は少ないが、だからこそ家族のあり方がより明確になるといえるだろう。本報告では親子の居住関係、日常的援助に関する知見が生前贈与・遺産相続にもあてはまるかどうかそのメカニズムを考察する。

2. 先行研究の検討

親子の居住関係、日常的援助については地域、親子それぞれの社会経済的状況、きょうだい構成など多様な要因が影響するなかで、大きな流れとしては直系制から双系化、そして個人化の兆しがみられる（田淵・中里 2004；白波瀬 2005；嶋崎 2009；施 2012 など）。さらに大和（2017）は妻の親に重心が移動しているものの、世代間関係の側面によって関係性が異なる多次元性を強調する。本報告に関連して注目されるのは親子の物理的距離の近さが援助関係に影響していること、親からの援助がその親への援助を増加させる交換関係の明確化である（施・金・稲葉・保田 2016）。親子間の交換関係の明確性については、かねてより相続研究で指摘されてきたところである。たとえば、ホリオカほか（1998）は日米とも相続予定がある回答者のほうが親との同居率が高いが、とくに日本のほうが顕著であること、Szydluk（2004）や村上（2006）は将来の相続予定と援助の提供（予定）との間に関連があることを明らかにしている。

3. 分析

(1) 分析に用いるデータと対象

公益財団法人家計経済研究所および慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターによる「消費生活に関するパネル調査」で1993年に24～34歳だった有配偶女性（再婚者は除く）について、wave1（1993）～wave24（2016）の期間を対象とする。この対象者は同調査の対象者全体のなかでもっとも長期にわたって調査に協力しており、脱落率も比較的低い。

(2) 分析結果

対象者夫婦が妻の親から受け取った割合は「生前贈与（金融）」1.79%、「生前贈与（実物）」0.42%、「遺産（金融）」1.16%、「遺産（実物）」0.42%であった（累計15,791ケース）。夫の親からについてはそれぞれ2.01%、0.73%、1.18%、1.13%（累計12,935ケース）である（いずれも分母に無回答を含む）。生前贈与よりも遺産のほうが受け取り金額が多く、受け取った金額は妻の親よりも夫の親からのほうが上回っていた。全体として、妻の親からよりも夫の親から多くの生前贈与・遺産を受け取る傾向がある。妻の親からの「生前贈与（金融）」受け取りの有無は妻の学歴や妻の年収とは関連があったが、妻の男性のきょうだいの有無とは関連がなかった。

4. まとめ

平均寿命が伸びていることもあり、本研究の対象者が生前贈与や遺産を受け取った経験はまだ多くはないが、基礎的な分析は夫の親の影響力の強さを示すものである。先行研究の知見を踏まえた詳細な分析結果は、当日、提示する。

（キーワード：親子関係、相続、パネルデータ）